

生活保護法 指定医療機関の長 様

埼玉県福祉部長（公印省略）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する
法律の施行に伴う医療支援給付の取扱いについて（通知）

県福祉行政の実施につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、平成20年4月1日から、厚生労働大臣が認定した「中国残留邦人及びその配偶者」を対象に、従来の生活保護とは異なる制度として、新たな生活支援給付等が開始されることとなりました（概要については2ページのとおりです）。

医療支援給付については、原則として生活保護法の例により行うこととされていますが、給付手続が異なるものがありますので、下記の点及び3ページを御留意の上、診察（処方）をしていただくようお願い申し上げます。

記

1 医療機関の選択

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の指定を受けた医療機関であれば、受給者本人の希望により受診する医療機関を選択できます。

なお、平成20年3月31日現在で生活保護法の指定を受けている医療機関は、この法律の指定医療機関としての指定を受けたものとみなされます。

このため、**別途申請は不要です。**

2 本人確認証の提示

医療機関への受診の際には、受給者が「本人確認証」を医療機関窓口に表示する方法により受診しますので、確認の上、診察（処方）をお願いします。

3 要否意見書、医療券・調剤券の直接送付

受給者本人の負担軽減のため、支援給付の実施機関から医療機関に対して直接送付します。

担 当：社会福祉課医療保護担当
電 話：048-830-3282（直通）
FAX：048-830-4782
E-mail a3270-01@pref.saitama.lg.jp

中国残留邦人等の方々への支援給付が開始されます

1 法律の名称及び施行年月日

- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
- ・平成20年4月1日から施行されます。

2 法律の制定趣旨及び対象者

第二次世界大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた、中国残留邦人及び樺太等残留邦人の方々のうち、厚生労働大臣が認定した「特定中国残留邦人等」の方を対象にしています。

その置かれている事情を考慮して、老後の生活の安定、地域での生き生きした暮らしを実現するため、新たな支援策として制定されたものです。

3 支援策の方法

(1) 「老齢基礎年金」の満額支給

国が国民年金の保険料相当額の一時金を支給して、満額の老齢基礎年金を受給できるようにします。

(2) 老齢基礎年金を補完する「生活支援給付」

老齢基礎年金を満額受給しても、なお生活の安定を十分に図ることができない場合に、**特定中国残留邦人とその配偶者の方を対象**（同居の2世の方等は給付対象となりません）に、次の給付が行われます。

支援給付の方法は、原則として生活保護法の例により行われます。

種 類	内 容
生活支援給付	毎日の生活に必要な食費や衣類、光熱水費などの費用
住宅支援給付	毎月の家賃（一定の上限有）
医療支援給付	医療機関にかかるのに必要な費用 （国民健康保険の例による）
介護支援給付	介護サービスを受けるのに必要な費用（介護保険の例による）
出産支援給付	出産の費用
生業支援給付	小規模な事業を始めるための費用
葬祭支援給付	葬式の費用

4 医療支援給付の給付手続

医療機関に受診したい時は、受給者が支援給付の実施機関へ申請します。
法律の指定を受けた医療機関であれば、受給者が医療機関を選択できます。

受給者の申請に基づき、支援給付の実施機関から、医療の要否を確認します。
医療要否意見書は、医療機関に対して直接送付します。
記入された要否意見書は、支援給付の実施機関に直接送付してください。


医療支援給付の給付が決定した場合は、医療券を、医療機関に直接送付します。

受診の際は「本人確認証」を医療機関窓口に提示しますので、
「本人確認証」を確認した上で、診療(処方)をお願いします。

診療報酬の請求手続

支援給付の実施機関から医療機関に対して、**医療券・調剤券を毎月送付**します。
医療券・調剤券に基づいて、社会保険診療報酬支払基金に対して請求してください。
(公費負担者番号は「25」で始まる番号となりますので御留意ください。)

本人確認証の様式

表 面	裏 面
<p style="text-align: center;">本人確認証</p> <p>氏 名 _____ 性別 _____</p> <p>生年月日 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。</p> <p>発行日 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">支援給付の実施機関の長 印</p> <p>有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p>	<div style="text-align: center;">  <p>写 真</p> </div> <p>(注意)</p> <p>(1) この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。</p> <p>(2) この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出てください。</p> <p>(3) この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。 御本人が支援給付を受けなくなったとき。 確認証の記載事項に変更があったとき。 確認証の有効期間が満了したとき。 確認証が使用に耐えなくなったとき。 確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。</p> <p>(4) 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に表示してください。</p> <p>発行者 所在地 _____</p> <p>電話番号 _____</p>

5 埼玉県の支援給付の実施機関一覧（市福祉事務所及び県福祉保健総合センター） 平成20年4月現在

市 福 祉 事 務 所		
市 名	所 在 地	電 話 番 号
熊谷市	熊谷市宮町 2-47-1	048(524)1111
川口市	川口市青木 2-1-1	048(258)1110
行田市	行田市本丸 2-5	048(556)1111
秩父市	秩父市熊木町 8-15	0494(22)2211
所沢市	所沢市並木 1-1-1	04(2998)9201
飯能市	飯能市双柳 1-1	042(973)2111
加須市	加須市下三俣 290	0480(62)1111
本庄市	本庄市本庄 3-5-3	0495(25)1111
東松山市	東松山市松葉町 1-1-58	0493(23)2221
春日部市	春日部市中央 6-2	048(736)1111
狭山市	狭山市入間川 1-23-5	04(2953)1111
羽生市	羽生市東 6-15	048(561)1121
鴻巣市	鴻巣市中央 1-1	048(541)1321
深谷市	深谷市仲町 11-1	048(571)1211
上尾市	上尾市本町 3-1-1	048(775)5111
草加市	草加市高砂 1-1-1	048(922)0151
越谷市	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048(963)9162
蕨市	蕨市中央 5-14-15	048(432)3200
戸田市	戸田市上戸田 1-18-1	048(441)1800
入間市	入間市豊岡 1-16-1	04(2964)1111
鳩ヶ谷市	鳩ヶ谷市三ツ和 1-14-3	048(280)1111
朝霞市	朝霞市本町 1-1-1	048(463)1111
志木市	志木市中宗岡 1-1-1	048(473)1111
和光市	和光市広沢 1-5	048(464)1111
新座市	新座市野火止 1-1-1	048(477)1111
桶川市	桶川市泉 1-3-28	048(786)3211
久喜市	久喜市下早見 85-3	0480(22)1111
北本市	北本市本町 1-111	048(591)1111
八潮市	八潮市中央 1-2-1	048(996)2111
富士見市	富士見市鶴馬 1800-1	049(251)2711
三郷市	三郷市花和田 638-1	048(953)1111
蓮田市	蓮田市黒浜 2799-1	048(765)1714
坂戸市	坂戸市千代田 1-1-1	049(283)1331
幸手市	幸手市天神島 1030-1	0480(42)8435
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市三ツ木 16-1	049(271)1111
日高市	日高市南平沢 1020	042(989)2111
吉川市	吉川市吉川 2-1-1	048(982)5111
ふじみ野市	ふじみ野市福岡 1-1-1	049(261)2611

福祉保健総合センター（下段は所管町村名）		
センター名	所 在 地	電 話 番 号
北足立	幸手市中 1-16-4	0480(43)7867
伊奈町（北足立郡）		
入間東	所沢市けやき台 2-5-8	04(2929)4117
三芳町（入間郡）		
入間西	坂戸市石井 2327-1	049(283)6780
毛呂山町・越生町（入間郡）・鳩山町（比企郡）		
比企	東松山市若松町 2-6-45	0493(25)3430
滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町 ときがわ町（比企郡）東秩父村（秩父郡）		
秩父	秩父市桜木町 8-18	0494(22)6228
横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町（秩父郡）		
児玉	本庄市前原 1-8-12	0495(22)0101
美里町・神川町・上里町（児玉郡）		
大里	熊谷市末広 3-9-1	048(523)2813
寄居町（大里郡）		
北埼玉	加須市南町 5 - 1 5	0480(61)1218
騎西町・北川辺町・大利根町（北埼玉郡）		
埼玉南	春日部市大沼 1-76	048(737)2132
松伏町（北葛飾郡）		
埼玉北	幸手市中 1-16-4	0480(43)7867
宮代町・白岡町・菖蒲町（南埼玉郡） 栗橋町・鷲宮町・杉戸町（北葛飾郡）		

さいたま市（政令指定都市）の福祉事務所		
西	西区指扇 3743	048(620)2653
北	北区宮原町 1-9-13	048(669)6053
大宮	大宮区大門町 3-1	048(646)3053
見沼	見沼区堀崎町 12-36	048(681)6053
中央	中央区下落合 5-7-10	048(840)6053
桜	桜区道場 4-3-1	048(856)6163
浦和	浦和区常盤 6-4-4	048(829)6121
南	南区別所 7-6-1	048(844)7163
緑	緑区中尾 975-1	048(712)1163
岩槻	岩槻区本町 6-1-1	048(790)0155

川越市（中核市）の福祉事務所		
川越市	川越市元町 1-3-1	049(224)8811

北足立福祉保健総合センターの支援給付の取扱いは、埼玉北福祉保健総合センターにおいて行います。
（所在地・電話番号は埼玉北福祉保健総合センターで記載しています）